

誓約書

私は貸出規則に従って次の通り誓約いたします。

- 1 許可の有効期限から5日以内に返却します。
- 2 返却が不可能な状況になった時には亡失・毀損届を提出し金2,000円を弁償金として支払います。また亡失時には警察への遺失物届を提出します。
- 3 貸出期間が過ぎ長期間返却がされない場合、横田基地や職場の担当に返却に関する連絡をされても異議申し立てしません。

年 月 日

住所

氏名